

奈良県感染症対策連携協議会運営要領

(趣旨)

第一条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十条の二第五項の規定に基づき、奈良県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、別表に定めるとおりとする。

(任期)

第三条 委員及び第六条の5に規定する委員の任期は委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第六条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会長は、第二項の委員のほか、必要に応じて専門的知識等を有する者を部会の委員に加えることができる。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第七条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、福祉保険部医療政策局疾病対策課において処理する。

(その他)

第九条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年7月6日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要領の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第五条の規定にかかわらず、医療政策局長が招集する。

別表（第二条関係）

委員	学識経験のある者
	医療関係団体、医療機関等の代表者
	福祉関係団体等の代表者
	消防機関の代表者
	市町村の代表者
	関係行政機関の職員